

少子化の克服へ対策強化を求める意見書

我が国の2005年の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの平均数）は1.25となり、過去最低を5年連続更新し少子化傾向に歯止めがかかっていない。なかでも北海道は、1.15で東京の1.00に次いで2番目に低く、深刻な事態となっている。

内閣府の06年版少子化白書では、日本と並んで低い出生率だったドイツとイタリアの出生率回復傾向を踏まえ、「多くの国で上昇傾向が見られるようになった」とし、この白書が紹介する欧米諸国など22カ国のなかで、出生率が回復しないのは日本だけとなっている。

すでに出生率を引き上げているドイツやフランスでは、仕事と子育ての両立を図り、性や雇用形態による差別をなくす均等待遇推進の雇用政策、経済的負担を減らす家族政策など総合的視点から社会のあり方を変える位置づけで取り組みを進めている。

日本では福井県が、2005年の出生率を1.45から1.47へわずかではあるが引き上げて注目を集めている。福井県では、子どもが3人以上いる場合、小学校入学前の子どもの医療費を無料にするとか、妻の出産にあわせて夫に休暇をもうけるなど、子育てを応援している企業が県の融資制度を利用した場合、県が保証料を全額補給する制度もつくるなど、子育て世代の経済負担を軽減し、子育てしやすい職場づくりを促すなどの施策を強めている。

ところが、政府は、07年度予算案で、児童手当の乳幼児加算の創設、仕事と育児の両立支援で育児休業給付を40%から50%に引き上げる（ただし2010年3月末までに育児を開始する人に限定）一方、今でも不十分な雇用関係予算を半減するなど、仕事と家庭の両立支援どころか、家族の生存の基盤さえ奪い少子化傾向に歯止めをかけている土台そのものを崩している。

よって、政府は、すでに出生率を引き上げているヨーロッパ諸国や福井県などの経験に学び、仕事と子育て家庭の両立支援を強める少子化対策を強力に推進すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月15日

名 寄 市 議 会